

《療養費支給申請書の記入について》

● 添付書類

- ① 療養にかかった費用についての領収書の原本
- ② 療養の給付を受けることができなかった理由として、「1.保険証等を持参できなかったため」を選択した場合は、受療した医療機関から診療報酬明細書を交付してもらってください。入院、入院外のほか複数月にわたる場合は、それぞれ入院・入院外・診療月毎に申請書を作成し、該当する診療報酬明細書を添えてください。
- ③ 治療装具（コルセット）を作成した場合は「医師の証明書」、生血代は「輸血証明書」、鍼灸、按摩・マッサージは「医師の同意書」、治療装具が靴型装具の場合は「装具の写真」等が必要となりますので必ず添付してください。
- ④ 海外療養費は診療内容明細書及び領収明細書（日本語の翻訳文）が必要です。

● 留意事項等

- ① 当組合の各種申請・届出書類については、第2種組合員及びその家族にかかる申請または届出分であっても、第1種組合員から申請をしていただくことになります。
- ② 療養費の振込先として希望する口座をご記入ください。ただし、当組合の被保険者の口座に限ります。（後期高齢組合員の口座は可）
- ③ 審査完了後に還付手続きをさせていただくため、振込までに数カ月かかります。

【 個人番号の利用目的及び個人情報の取り扱いについて 】

- ・当組合では、被保険者の個人番号について、番号法別表第1の第30項「国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務」において適用、給付及び徴収業務で利用します。
- ・当組合が知り得た被保険者等の個人情報は、法令に定める場合を除き、組合業務の目的以外で利用することはありません。